

東山市街地空家の状況について

○空家の状況

平成28年頃から状態が悪く、壁や屋根の剥離等の被害が近隣より通報されていた。

その後、更に状態が悪化し、所有者の承諾を得たうえで市による補修を行っていたが、令和4年頃、裏側の一部が崩壊し、現在は裏側に大きな穴が開いている状態。

※別添写真のとおり

○所有者とのコンタクト

所有者は新潟県に居住しており、定期的に空家の状況の連絡と対応を促す通知を送付してきた。電話を所有しておらず電話での連絡が不可能な方なので、文書で連絡を取り、令和6年1月に所有者宅を訪問して面談を行った。

○所有者の現状（面談による聞き取り結果）

弟の所有している住宅の1部屋を借りて住んでいる状態。当該弟との生活に協力関係はない。収入はなく、割のいいパチンコで食料を購入して細々と食いつないでいる。貯金は6万円程度。

親族とも疎遠で、頼れる相手はいない。同じ家に住んでいる弟とも生活は完全に別となっており、話すこともほとんどない。

当該空家以外に不動産の所有もなく、当該空家を解体したい気持ちはあるが、現在はどうやってもできない状況。

生活保護の申請も含めて、新潟市の市民相談等を受けることを勧めたが、「人の世話になる気はない」とのこと。

○面談結果（担当所見）

当該人の生活状況等の目視及びヒアリングによる確認を通じ、当該人には解体費用等の支払い能力は全くないと思われる。売却できる財産もないため、当該空家問題が解決に向かう見通しはほぼない。今後も文書等による連絡は続けるが、いずれ特定空家となり、最終的に行政代執行まで進んだ場合、市の債権回収は不可能と所見する。

損壊状況写真



令和4年7月25日



令和5年11月28日